

令和6年2月2日
島根県病院局（県立病院課）
次 長 出雲 昌浩
課長代理 烏田 純子
TEL:0852-22-6183（2月2日）
TEL:0853-30-6459（2月5日以降）

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったのでその概要を公表する。

記

1. 該当職員

- (1) 所 属 県立病院
- (2) 職 名 部長（医師）
- (3) 年 齢 50歳
- (4) 性 別 男性

2. 事案の概要

当該職員は、令和5年10月15日（日）午後8時9分頃、島根県雲南市三刀屋町伊萱（いがや）付近の中国横断自動車道尾道松江線下り線において自家用車を運転中、指定速度時速70kmのところを時速120kmで走行し、警ら中のパトロールカーにより停止を命じられ、検挙された。

3. 処分内容 減給1／10 2月

4. 発令日 令和6年2月2日

5. 処分理由

本件、速度違反行為は、県民の県行政に対する信頼を損なうものであり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に処分した。

6. その他

服務規律の確保について、両病院長（中央病院・こころの医療センター）に対し、各職員への徹底を図るよう文書通知を行った。